環境県民局 No. 2

令和5年10月19日 課 名 環境県民局産業廃棄物対策課 担当者 課長 河村 内 線 2964

産業廃棄物最終処分場(三原市)に係る水質検査結果等について

1 要旨・目的

ジェイ・エー・ビー協同組合(以下「事業者」という。)が設置する産業廃棄物最終処分場について、地域住民の皆様の生活環境への懸念を踏まえ、浸透水及び周辺の公共用水域の水質調査を実施したので、その結果を報告する。

2 現状・背景

- 県は、産業廃棄物最終処分場の浸透水が、廃棄物処理法の基準を超過したこと等から、事業者に対し、令和5年6月29日付けで勧告を、令和5年7月19日付けで警告を実施したところである。
- 〇 その後、法違反が改善されたと認められたことから、7月28日付けで廃棄物の搬入及び埋立処分の再開を認めた。
- 再開後の状況を確認するため、8月2日に水質調査を行ったところ、浸透水は基準に適合していたが、周辺水路の水質は、COD等が農業用水の参考値を上回ったことから、今般、専門家の助言も受けながら、追加調査を実施した。

3 概要(水質検査結果)

(1) 実施日

令和5年9月25日(月)(10月2日(月)結果判明)

- (2) 実施内容
- ア 廃棄物処理法に基づく行政検査
 - (ア) 対象

産業廃棄物最終処分場の浸透水

(イ)検査結果(別表1)

BOD及びCODについて検査し、いずれの項目も維持管理基準に適合していた。 (7月19日、8月2日の行政検査に続き3回連続で基準適合)

イ 地域住民の懸念を踏まえた周辺水路の追加調査(三原市と連携)

(ア) 対象

- 産業廃棄物最終処分場周辺の水路
- 調査地点は、8月2日の調査では日名内川農業用取水口1地点のみであったが、 追加調査では、当該地点に加え、上流5箇所で実施した。(計6地点)
- (イ)調査結果(別表2)

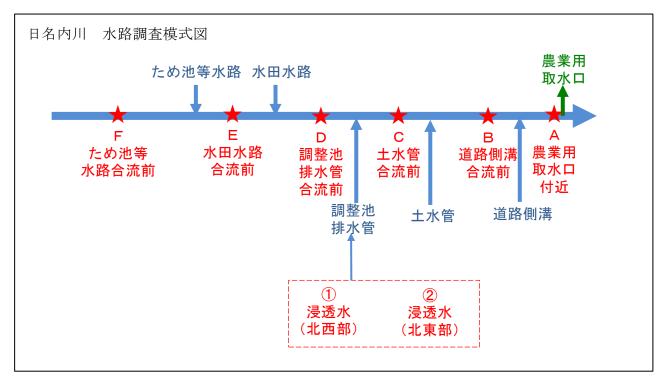
CODについては、 $2.6\sim4.3$ mg/L であり、参考のため、農業用水質基準%と比較したところ、6地点全てで基準値(6mg/L)以内であった。

※ 農業用水質基準は、昭和 45 年に農林水産省が望ましい水準として設定したものであり、法的な基準ではないが、学識経験者の意見も取り入れ、水稲の正常な生育のために望ましい灌がい用水の水準としてとりまとめ、参考にされている。

4 今後の対応

今後とも、産業廃棄物最終処分場の監視指導により、法令遵守の徹底を図る。

【別図】周辺水路(日名内川)調査地点



【別表1】浸透水の水質検査結果

検査項目			浸			
		単位	1)	2	基準値*	
			北西部	北東部		
1	COD	mg/L	2.3	7. 0	40	
2	BOD	mg/L	0.6	9.8	20	

※ 基準省令(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令)で定める値

浸透水が基準を超過した場合は、搬入及び埋立処分を中止し、生活環境 保全上必要な措置を講ずることとされている。

【別表2】周辺水路の水質検査結果

検査項目		単位	地点					【参考1】	【参考2】	
			A	В	С	D	Е	F	農業用水質基準*1	前回(8/2) 地点A
1	C O D ** 2	mg/L	4.3	3.4	3.6	3.0	2.6	3.9	6	18
2	B O D*2	mg/L	1.6	1.9	1.8	1.2	1. 4	1. 1	_	34

- ※1 農業用水質基準は、昭和45年に農林水産省が望ましい水準として設定したものであり、 法的な基準ではないが、学識経験者の意見も取り入れ、水稲の正常な生育のために望まし い灌がい用水の水準としてとりまとめ、参考にされている。
- ※2 CODとBOD: CODは薬剤、BODは微生物が水中の有機物を酸化分解する際に消費する酸素量で、有機物による汚染の度合いを評価する指標。それ自体は人の健康に直接影響を及ぼす物質ではない。